平成２４年（フ）第１８７４号
大阪府東大阪市近江堂３丁目10番19号シャローム202号、開始決定時の住所大阪府東大阪市友井５丁目３番34―403号
破産者　濵口　剛光
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８号
奈良県橿原市城殿町467番地の３　コーポ白鳥203、開始決定時の住所時奈良県橿原市曽我町422番地の１　八木西ガーデンハウス206号
破産者　和田　健一
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
奈良県磯城郡川西町大字吐田283番地の４
破産者　辻内真佐代（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
奈良県橿原市常盤町175番地の６
破産者　エステティックサロンイヴこと石田順伊こと　金　　順伊
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
奈良県磯城郡田原本町大字宮森306番地の１102
破産者　細川　興次
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８０９号
横浜市金沢区高舟台１丁目18番２号　コスモス朝比奈102号
破産者　佐藤　忠勝
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４７号
仙台市青葉区台原３丁目22番14号　クレフラスト台原駅前203
破産者　上林　亜紀
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６６号
名古屋市千種区吹上２丁目１番５号　フォーシーズンズ大雅４Ａ
破産者　シオンコーポレーションこと　山内正樹
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１８号
愛知県東海市加木屋町倉池105番地
破産者　飯沼　清彦
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７０号
愛知県豊明市三崎町三崎10番地１
破産者　矢野　清實
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７１号
愛知県豊明市三崎町三崎10番地１
破産者　矢野　芳江
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１号
大阪府泉佐野市鶴原220番地の５
破産者　松本　保幸
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３２号
大阪府阪南市和泉鳥取893番地の22
破産者　伊村　智子（旧姓杉野）
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
大阪府和泉市幸２丁目６番25―402号
破産者　中道　　学
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
鳥取県鳥取市浜坂８丁目８番２号、住民票上の住所鳥取県鳥取市青葉町２丁目203番地
破産者　安田三喜男
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷235番地31、旧住所鳥取県鳥取市吉成85番地の33
破産者　山本　英子
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９７号
鹿児島県鹿児島市吉野町5956番地57　パインウッズ201号
破産者　松林　秀実
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第９号
北海道室蘭市中島町３丁目17番８号、開始決定時の住所北海道室蘭市知利別町２丁目26番15号
破産者　佐々木健輝
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字七曲山118番地14
破産者　佐藤　隆之
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部